

# データでわかる居宅サービス①

資料提供 & 分析: タムラプランニング & オペレーティング

「訪問介護」「訪問入浴」「訪問看護」「訪問リハビリ」「デイサービス」「デイケア」「福祉用具貸与」「ショートステイ」「ショートステイ（老健施設）」「ショートステイ（療養型）」「居宅介護支援」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「地域密着型デイサービス」「認知症対応型デイサービス」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」の17種類の居宅サービスに関する分析を行った（2018年5～6月時点）。今回

は、「訪問介護」と「訪問入浴」のデータを紹介する。

データは各都道府県からの情報（介護サービス情報の公表制度およびヒアリング等）をもとに、同社で独自にデータの精査と編集を行っているため、N値は各分析によって異なる場合がある。

※拠点に複数の異なる居宅サービスが併設されているケースでも、サービス種別ごとに1事業所として扱っている。

## [参考]

### 本レポートで取り扱う介護保険居宅サービスの概要（全17種類）

本レポートでの名称	介護保険上の名称	備考
1. 訪問介護	訪問介護	・訪問介護員（ヘルパー）が、高齢者の自宅にうかがい、食事等の生活支援および介護を行う。
2. 訪問入浴	訪問入浴介護	・高齢者の自宅に簡易浴槽（入浴車両）を持ち込み、入浴サービスを提供。
3. 訪問看護	訪問看護	・看護師等が、高齢者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
4. 訪問リハビリ	訪問リハビリテーション	・理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等が高齢者の自宅を訪問し、医学的リハビリを行う。
5. デイサービス	通所介護	・高齢者が日帰りで通い、食事や入浴、リハビリ等のサービスを行う。
6. 療養デイサービス	療養通所介護	・看護師による観察が必要な病気や認知症等の重度要介護者又はがん末期患者を対象に食事や入浴、生活機能向上のためのサービス等を行う。
7. デイケア	通所リハビリテーション	・医療法人が運営する通所系サービス。食事や入浴、リハビリ等のサービスを行う。 ・医療機関の場合、介護保険法71条にもとづくみなし指定が行われる。※
8. 福祉用具貸与	福祉用具貸与	・適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与するサービス。
9. ショートステイ	短期入所生活介護	・施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護やリハビリ等のサービスを行う。
10. ショートステイ（老健）	短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	・施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとにおける介護、リハビリ、医療等のサービスを行う。 ・医療機関の場合、介護保険法71条にもとづくみなし指定が行われる。※
11. ショートステイ（療養型）	短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	・施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとにおける介護、リハビリ、医療等のサービスを行う。 ・医療機関の場合、介護保険法71条にもとづくみなし指定が行われる。※
12. 居宅介護支援	居宅介護支援	・介護支援専門員（ケアマネージャー）がケアプラン作成等のサービスを行う。
13. 定期巡回・随時対応サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・介護保険法の改正により、2012年から新設された地域密着型サービス。 ・24時間365日必要なタイミングで介護と看護の一體的なサービスを行う。
14. 夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護	・介護保険法の改正により、2006年から新設された地域密着型サービス。 ・夜間時における定期巡回や、緊急時体制により、24時間の対応が可能なサービス形態。
15. 認知症対応型デイサービス	認知症対応型通所介護	・介護保険法の改正により、2006年から新設された地域密着型サービス。 ・認知症高齢者に特化した専門的なデイサービス。
16. 小規模多機能	小規模多機能型居宅介護	・介護保険法の改正により、2006年から新設された地域密着型サービス。 ・「訪問」「通い」「泊まり」のサービスが一體的に受けられる。
17. 看護小規模多機能	看護小規模多機能型居宅介護	・介護保険法の改正により、2012年から新設された地域密着型サービス。2015年に「複合型サービス」から改称された。 ・「通い」を中心として、短期間の宿泊や訪問介護、訪問看護を組み合わせ一體的なサービスを行う。

\*上記サービスには介護予防のみを運営している事業所は除く。

\*みなし指定とは：病院、診療所が健康保険法の規定による保健医療機関等の指定等を新たに受けたときは、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護療養型医療施設（介護療養型医療施設）に限り、指定があったものとみなされる。

## 訪問介護

### 1. 訪問介護員の総数および常勤割合

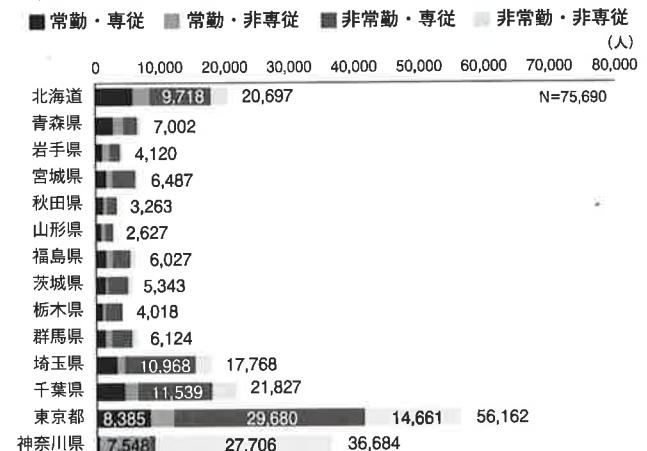
全国のホームヘルパー総数は48万4699人

訪問介護員（ホームヘルパー）の総数は全国で48万4699人。内訳は、「常勤・専従」が8万8943人、「常勤・非専従」が5万1477人、「非常勤・専従」が22万7822人、「非常勤・非専従」が11万

6457人となっている。都道府県別では、大阪府が6万9372人で最多で、次いで東京都（5万6162人）、神奈川県（3万6684人）、愛知県（2万7132人）、兵庫県（2万5435人）と続いている。一般的にホームヘルパーは女性が約9割を占めており、非正規雇用が多い（介護労働実態調査）。勤務形態別では「非常勤」の割合が「常勤」を大きく上回っている（P53図表1）。

事業所数上位事業者のホームヘルパー数では、ニチイグループが1万7010人と突出していて圧倒的な規模となっている（P53図表2）。

図表1 &lt;都道府県別 ヘルパー数&gt;

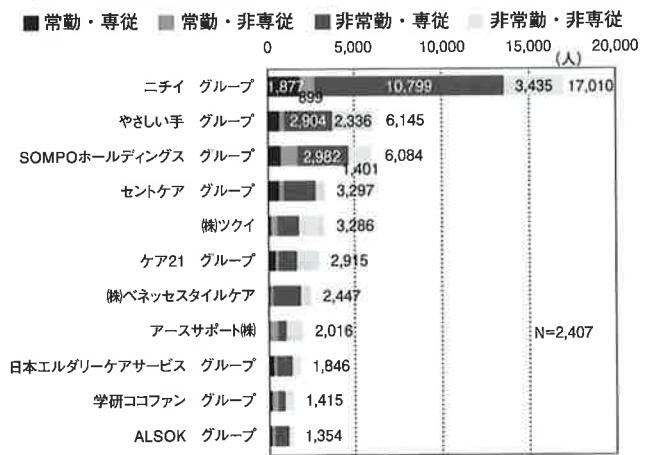


都市部では「常勤」割合が低い傾向

ホームヘルパーの常勤・非常勤の全国平均は「常勤」が29.0%、「非常勤」が71.0%。都道府県別にみると、青森県は「常勤」割合が60.8%と全国で唯一6割を超えており、ほかに東北各県や鳥取県、島根県、熊本県等、地方部の県で「常勤」割合が高い傾向となっている。一方、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府等の都市部では「常勤」割合が2割前後に留まっている(図表3)。

上位事業者別でみると、いずれも「常勤」割合は2割前後に留まっている。上位事業者はとくに都市部を中心に進出しているため、必然的に「常勤」割合が低くなっている(P52図表4)。

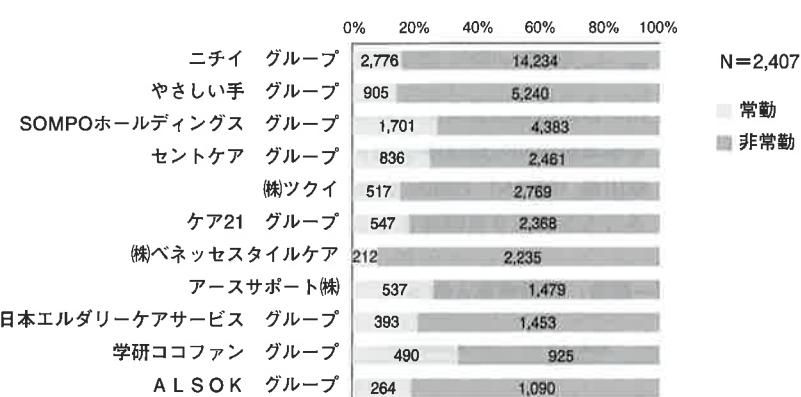
図表2 &lt;上位事業者別 ヘルパー数&gt;



図表3 &lt;都道府県別 常勤・非常勤割合&gt;



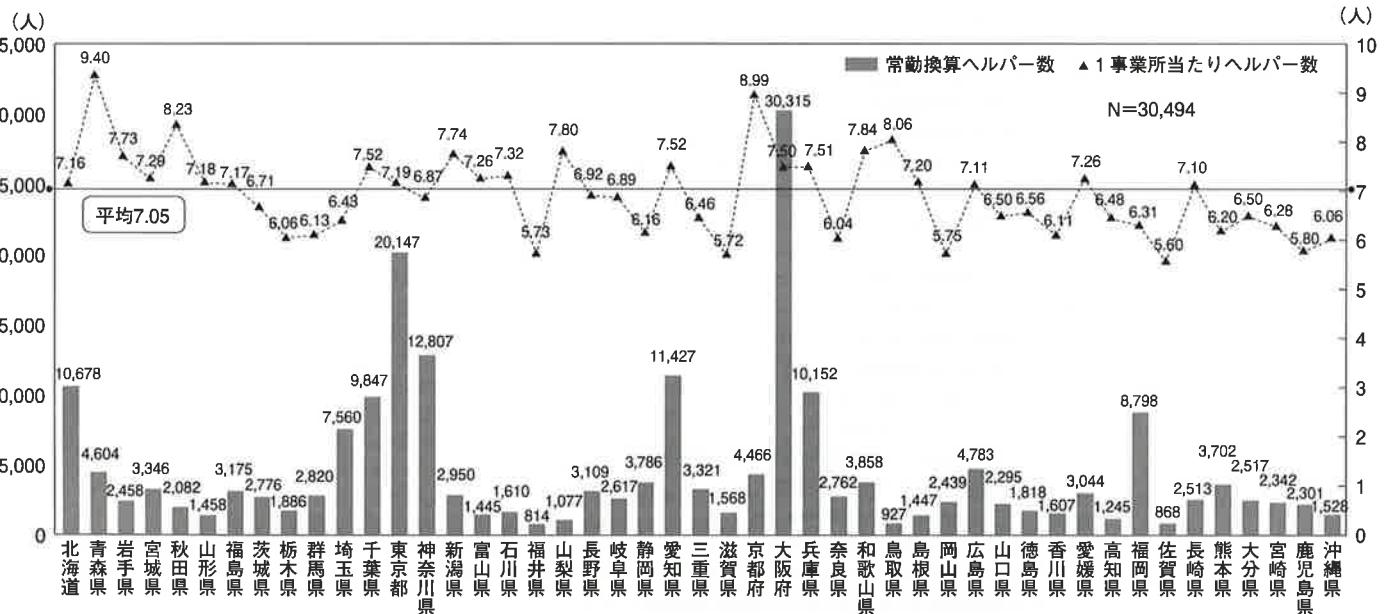
図表4 &lt;上位事業者別 常勤・非常勤割合&gt;



株式会社タムラプランニング&オペレーティング  
1987年会社設立。高齢者住宅の開設コンサルタントとして全国で30数カ所を立ち上げる。  
高齢者住宅・居宅サービス・自治体別将来予測の3種のデータを取りまとめ、販売している。  
<<http://www.tamurakikaku.co.jp/>>

## 2. 事業者当たりの常勤換算人数

図表5 &lt;都道府県別 常勤換算人数&gt;



1事業所当たりのホームヘルパー数は平均7.05人

都道府県別に常勤換算のホームヘルパー数をみると、訪問介護事業所数が全国最多の大阪府の3万315人が最多で、次いで東京都(2万147人)、神奈川県(1万2807人)と続く。

一方、1事業所当たりのホームヘルパー数は、青森県の9.4人が最多で、全国平均の7.05人を大きく上回っている(図表5)。

上位事業者別では、やさしい手グループの14人が最多で、以下、(株)ツクイ(9.4人)、SOMPOホールディングスグループ(9.3人)と続く。やさしい手グループの事業所数(147カ所)はニチイグループ(1004カ所)の2割に満たないが、1事業所当たりのホームヘルパー数は2倍を越えている。上位事業者のうちアースサポート(株)は3.5人で唯一6人未満となっており、全国平均と比較しても約半数で、

### 3. 要介護者 1万人当たりのホームヘルパー総数 および常勤換算人数

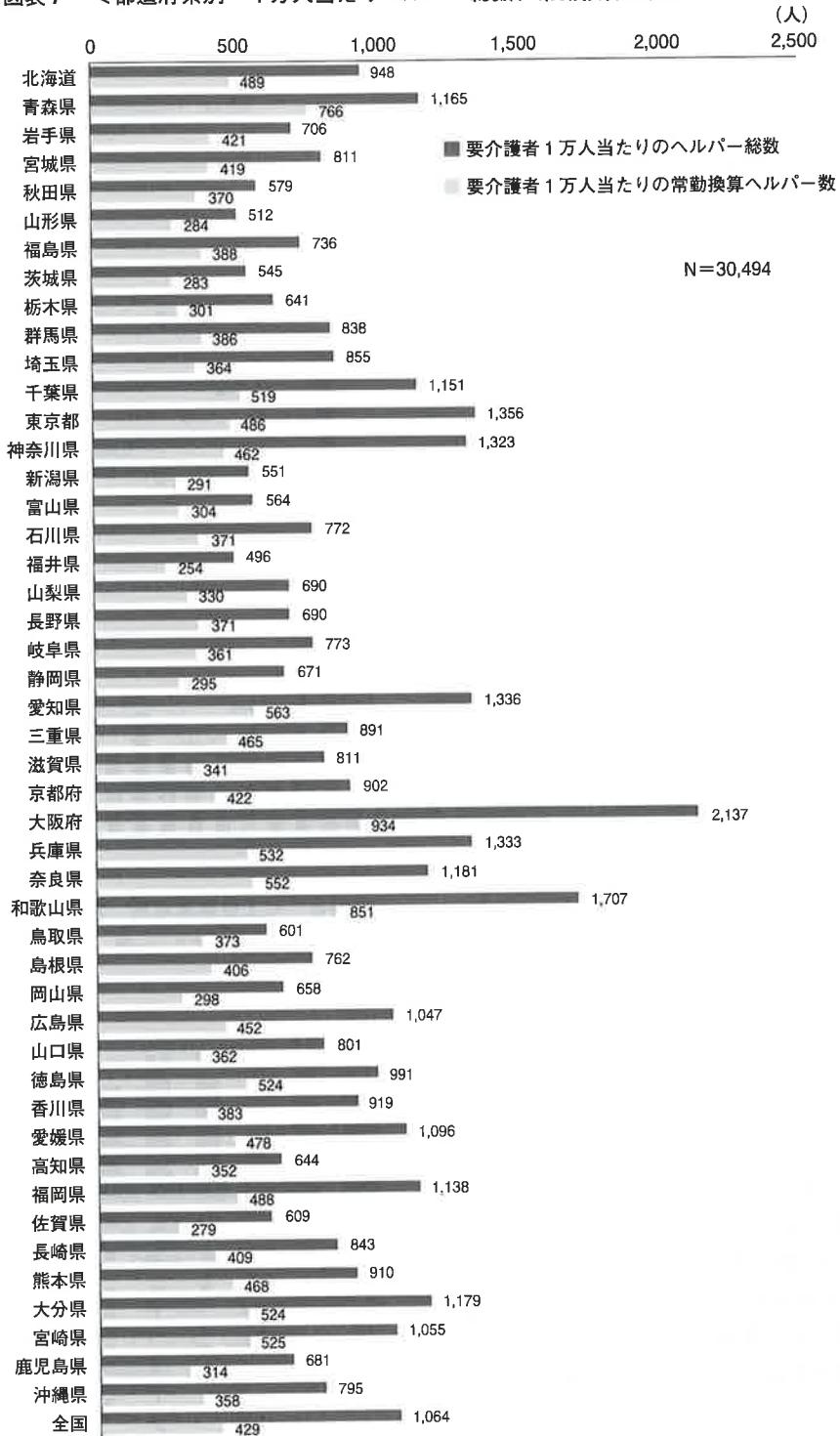
ヘルパー総数および常勤換算数は大阪府が最多

要介護者 1万人当たりのホームヘルパー総数は、全国平均が 1064人、常勤換算ヘルパー数は429人となっている。

都道府県別のホームヘルパー総数は、大阪府（2137人）が突出しており、全国で唯一2000人を超えており。全国的な傾向としては東京都、神奈川県、愛知県、兵庫県等の都市部で全国平均を上回っている。

一方、常勤換算のホームヘルパー数は、ホームヘルパー総数ほど都道府県間の差はみられず、最多は大阪府（934人）、次いで和歌山県（851人）となっている（図表7）。

図表7 <都道府県別 1万人当たりヘルパー総数、常勤換算人数>



## 5. 上位事業者の要支援者・生活援助の割合

「身体介護」の割合が突出して高いのは「学研ココファングループ」「株）ベネッセスタイルケア」

上位事業者別に、身体介護と生活援助の割合をみた。全体的に「身体介護」の割合が多いが、前述の「身体介護」が6割という全国的な傾向と異なり、6割を下回る事業者が多くなっている。

一方、「学研ココファングループ」と「ベネッセスタイルケア」は身体介護の割合が8割前後と突出して高くなっている。

ニチイグループの「ニチイライフ」や、やさしい手グループの「家事代行さん」等のように、独自の介護保険外サービスを提供している事業者もあり、介護保険や総合事業のサービスではまかなえないニーズの取り込みも図っている（図表10）。

## 6. 特定事業所加算の取得状況

加算率が高いのは「SOMPOホールディングス」「セントケア」「ベネッセスタイルケア」

特定事業所加算についてみると、全体のうち2万2311カ所、73.3%が加算を取得しておらず、取得しているなかでは「加算（II）」が6028カ所（19.8%）で最も多くなっている。

上位事業者別にみると、4種の加算※の合計において、SOMPOホールディングスグループの取得率が92.4%で最も高く、次いでセントケアグループ（91.8%）、株）ベネッセスタイルケア（89.9%）となっている。

一方、訪問介護事業所数が最多のニチイグループは取得が35.3%に留まるなど、事業者によって取得状況の傾向は異なっている（図表11、12）。

### ※加算の要件

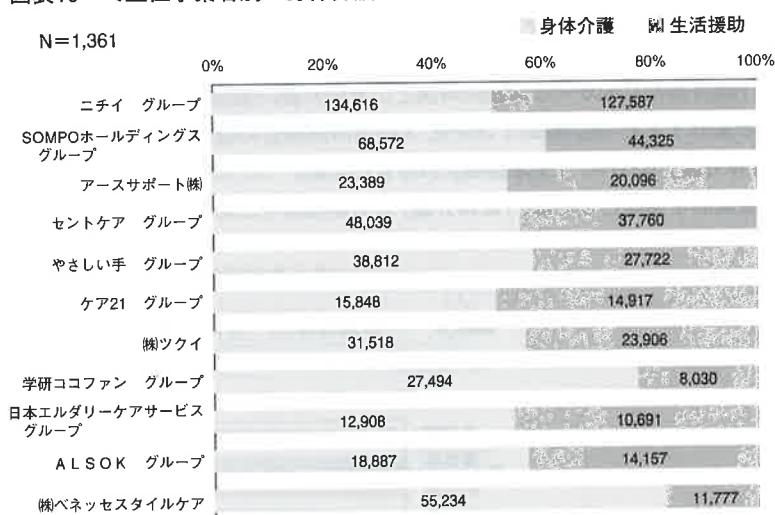
特定事業所加算（I）：訪問介護員等の個別研修、介護福祉士の占める割合が30%以上、利用者総数のうち、要介護4以上、認知症自立度Ⅲ以上の占める割合が20%以上等（基本単位に20%加算/回）

特定事業所加算（II）：訪問介護員等の個別研修、介護福祉士の占める割合が30%以上等（基本単位に10%加算/回）

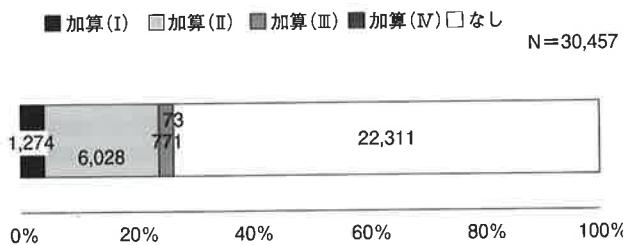
特定事業所加算（III）：訪問介護員等の個別研修、利用者総数のうち、要介護4以上、認知症自立度Ⅲ以上の占める割合が20%以上等（基本単位に10%加算/回）

特定事業所加算（IV）：サービス提供責任者（サ責）の個別研修、人員基準を上回る常勤サ責の配置、利用者総数のうち、要介護3以上等の占める割合が60%以上等（基本単位に5%加算/回）

図表10 <上位事業者別 身体介護・生活援助割合>



図表11 <特定事業所加算取得状況>



図表12 <上位事業者別 特定事業所加算取得状況>

